

徳島県告示第四百十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、徳島県土整備部河川政策課、徳島県東部県土整備局鳴門総合サービスセンター及び松茂町役場において、令和六年八月十三日から三週間公衆の縦覧に供する。

令和六年八月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 免許を受けようとする者

- 1 氏名又は名称 国土交通省四国地方整備局
- 2 住 所 香川県高松市サンポート三番三三号
- 3 代表者の氏名 国土交通省四国地方整備局長 豊口佳之
- 4 代表者の住所 香川県高松市番町四丁目一五番一八号

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ平成二十年五月二十二日付け国四整港管第三三 二号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（DLEプラス一・六五メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 国土地理院笹木野二等三角点（北緯三四度〇七分〇三秒七七五五、東経一三四度三六分一二秒三九三六。以下「基点」という。）から一二八度一七分四四秒二四〇八・五一メートルの地点

の地点 の地点から一〇一度五五分〇三秒〇・四〇メートルの地点
の地点 の地点から一六七度二八分五九秒七二・三〇メートルの地点
の地点 の地点から二五七度二八分五九秒四・六八メートルの地点
の地点 の地点から一六七度二八分五九秒四三・三七メートルの地点
の地点 の地点から一九一度五五分〇七秒一〇〇・七〇メートルの地点
の地点 の地点から二一六度四一分四七秒三八・五〇メートルの地点
の地点 の地点から二二六度四一分四七秒八・〇一メートルの地点
の地点 の地点から二一六度四一分四七秒八七・〇四メートルの地点
の地点 の地点から三〇六度四一分四七秒五・九二メートルの地点
の地点 の地点から七三度 八分〇一秒七・六〇メートルの地点

(三) 面積 九、五九七・九二平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とキの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 基点から一二一度五三分一五秒二二八七・三七メートルの地点
イの地点 アの地点から一〇一度五五分三八秒四九〇・〇〇メートルの地点
ウの地点 イの地点から一九一度五五分三八秒八九〇・〇〇メートルの地点
エの地点 ウの地点から二八一度五五分三八秒四八五・〇〇メートルの地点
オの地点 エの地点から三四七度一六分一三秒二五四・二四メートルの地点
カの地点 オの地点から七四度 五分四〇秒一〇八・五〇メートルの地点
キの地点 カの地点から七三度一二分三六秒五・八三メートルの地点

(三) 面積 四四九、八九四・四六平方メートル

三 埋立地の用途 飛行場施設用地

四 出願の年月日 令和六年七月十八日